

# 川崎市食の安全確保対策懇談会開催運営等要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、食の安全に関する情報提供及び情報交換を行い、施策体系の充実を図るため、川崎市食の安全確保対策懇談会（以下「懇談会」という。）の開催運営に関し、必要な基本事項を定める。

## (目的)

第2条 経済労働局長は食の安全に関する事業の推進に関し、次に掲げる事項について懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 食の安全に関する知識の普及及び情報提供に関する事項
- (2) 食品等の検査体制に関する事項
- (3) その他、協議会が必要と認める事項

## (組織)

第3条 協議会は、委員9人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 消費者
- (3) 食品関係等の事業者

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (事務局)

第5条 懇談会の事務局は、経済労働局産業政策部消費者行政センターにおき、その処理を行う。

## (会議)

第6条 懇談会は経済労働局長が招集する。

## (謝礼)

第7条 懇談会の委員及び関係人等の謝礼は、予算の範囲内で支給することができる。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は経済労働局長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年3月16日から施行する。  
(川崎市食品安全確保対策協議会設置要項及び食の安全確保連絡会議設置要綱の廃止)
- 2 川崎市食品安全確保対策協議会設置要項及び食の安全確保連絡会議設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。